

○大府市パートタイム労働者福祉対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、財団法人知多地区勤労者福祉サービスセンター（以下「サービスセンター」という。）に加入したパートタイム労働者の会費を負担する中小企業者に対し、当該中小企業者の負担の軽減及びパートタイム労働者のサービスセンターへの加入の促進を図り、もって中小企業におけるパートタイム労働者の福祉の増進に寄与するため、予算の範囲内において交付するパートタイム労働者福祉対策事業費補助金（以下「補助金」という。）に関し、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 資本の額又は出資の総額が3億円以下の法人
- (2) 常時使用する従業員の数が300人以下の法人又は個人の事業者
- (3) 前号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

2 この要綱において「パートタイム労働者」とは、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条に規定する短時間労働者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市内に事務所又は事業所を有する中小企業者で、その雇用するパートタイム労働者がサービスセンターに加入をした場合に、当該加入に要する会費（以下「会費」という。）の一部を負担したものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、パートタイム労働者1人につき、当該年度内に納入した会費の納入月数に300円を乗じて得た額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 規則第4条に定める申請をしようとする者は、同条に定める補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、別に定める日までに市長に提出しなければならない。

- (1) パートタイム労働者会員名簿
- (2) 会費の納入を証する書類

(補助金の交付申請等の委任)

第6条 補助金の交付申請、実績報告、請求、受領及び返還に関する事務については、サービスセンターの代表者が補助金の交付を受けようとする者から委任を受けて一括して行うことができるものとする。

2 前項の規定による委任があった場合の補助金に係る交付決定等の通知は、当該受任者に対し行うものとする。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。